

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和8年 5月4日	令和8年 5月18日	整理番号R07-01-197 「役所の対応」に関する調査について	公開				号	政策企画室	広聴担当
令和8年 5月27日	令和8年 6月10日	「市民の声」の送付について（令和6年4月22日付 大政第30号）	部分公開	1			号	政策企画室	広聴担当
		政策企画室から公開された文書「整理番号R07-01-197 「役所の対応」に関する調査について」に関して、この文書は結論が書かれているだけで、判断の経過や根拠が全く分かりません。 については以下の文書を公開してください。 1. 公正職務審査委員会に対する説明について 公開された文書には次の記載があります。 ・公正職務審査委員会への虚偽説明について 政策企画室が公正職務審査委員会に対し、委員会の審査判断を誤らせる虚偽説明を行ったとする通報者の主張について、別紙3「R07-01-86 関連にかかる聴き取り調査について」に記載の調査内容は、政策企画室内で担当者にヒアリング調査を行った内容を記載したものであって、当室が公正職務審査委員会に対して、直接本件通報に関して説明を行った事実はない。 (1) 政策企画室が公正職務審査委員会におけるR07-01-86の調査審議にあたって、同委員会に提出した資料及び同委員会に対して行った説明の内容が示された文書を公開してください。 2. 「公職者」の申出の妥当性について ・市民の声の運用に関する基準や根拠の明示について 市民の声の運用に関し、基準や根拠が明示されておらず、行政手続法第5条(審査基準)や第8条(理由の提示)の趣旨に反し不当であるという通報者の主張について、市民の声は「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき運用しており、市民の声として取り扱うか否かについては、同ガイドラインに基づき判断している。また、同ガイドラインに定めない個別の事象については、同ガイドラインの趣旨に基づき判断しており、法の趣旨に反していない。 (2) R07-01-86、R07-01-197の元となった申出について「市民の声としては取り扱わない」との判断のガイドライン上の根拠が示された文書を公開してください。なお、「ガイドラインに定めない個別の事象」に該当するのであれば、どのように「ガイドラインの趣旨」に基づいた判断がなされたのかが示された文書を公開してください。 なお、この請求に関しては、判断(意思決定)が行われている以上、公文書管理条例の規定から不存在であることはあり得ません。また、これまでに公開された「文書の送付について」と題する文書については、根拠に係る記載が一切ないため、対象文書にはなり得ないことを指摘しておきます。 3. 制度の恣意的な運用及びこれによる市民的権利の侵害について ・制度の恣意的運用による市民権の侵害 合理的な根拠がないのに元職員という属性のみで市民の声制度から排除することは憲法第14条(法の下平等)や行政の公平原則に抵触するとの通報者の主張については、そもそも市民の声制度の利用を拒否しておらず、問い合わせがあれば、居住区を記入のうえで市民の声フォームを利用するよう依頼し、適切に対処している。 政策企画室の不存在決定(令和8年3月3日付大政第e-143号)の不存在理由には次のとおり記載されています。 (略)の申出については、公職者(元本市職員)が申出人であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であることから、「市民の声」として取り扱っておらず しかし、東成区から公開された「要望等記録票」には令和7年6月10日に政策企画室が受け付けた案件を東成区などに伝達する際に、備考欄に次の記載を行っています。 公職者の意見ですが、受付部署では要望等かどうか判断できませんので、内容をご確認のうえ、各所管所属において対応をご判断ください。 (3) 「公職者(元本市職員)が申出人であり、かつ在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等」を「『市民の声』として取り扱わない」という判断が、憲法第14条や行政の公平原則に反しないものであるとする根拠が示された文書を公開してください。 (4) 東成区から公開された文書の事案では、「受付部署では要望等かどうか判断できません」としているにも関わらず、「市民の声」制度ではなく「要望等記録制度」で取り扱われています。このような取り扱いが「市民の声制度の利用を拒否しておらず」との説明と矛盾しないという根拠が示された文書を公開してください。 「市民の声」としては取り扱わないということは、申出内容が施策事業に反映される機会を喪失させ、回答という形で説明を受ける機会を奪うものです。公職者であるということを理由にこのような不利益を課するのは不当な差別的取り扱いです。 行政は不利益を課す対応を行う以上、対象者に明確に理由を説明する義務を負うはずで。文書不存在で済まされる問題ではないことを指摘しておきます。 (続く) (続き) 4. 個人情報の取り扱いについて ・個人情報の取り扱いについて 適法事由のない個人情報の第三者提供である及び個人情報の目的外理由であるとの通報者の主張については、「個人情報の保護に関する法律」第69条第1項の規定に違反しておらず、個人情報は適切に取り扱っている。 (5) 「個人情報は適切に取り扱っている」とする根拠が分かる文書を公開してください。 5. その他 この文書が作成されるまでに昨年12月に公正職務審査委員会の通知があつてから実に5か月もかかっています。 (6) なぜこのような長時間を要したのかが分かる文書を公開してください。 なお、以上の請求対象文書は、 (1) メール (2) 決裁文書 (3) メモ (4) 事実確認の記録							
令和8年 5月28日	令和8年 6月11日		不存在				号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		(5)担当者間のやり取り (6)調査計画 (7)進捗管理資料 など、組織共有されているすべての文書を対象とします。 今回請求した文書は、いずれも政策企画室が「調査を行った」「判断を行った」と明言している以上、意思決定過程の記録として当然に作成・保存されているべき文書です。 したがって、これらが不存在であるとする場合には、調査・判断が実際には行われていなかったことを意味するため、その旨を明確に記載してください。 3.で東成区から公開された「要望等記録票」を示しましたが、もうひとつ示しておきます。 城東区から公開された「市民の声データベースからのお知らせ（依頼）25-02598」の案件入力備考には次のとおり記載されています。 本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」として取り扱わず、情報提供させていただきます。 なお、上記の二つの記載は論理的に両立し得ません。請求対象文書が存在である場合には、「大阪市情報公開条例解釈・運用の手引き」の条例第10条第3項の解説にある通り、「なぜ作成または取得していない」のか(つまり、「そもそも市民の声制度の利用を拒否しておらず」との説明が運用の実態と乖離したものであるため、これを説明可能な文書が存在しない) ということを明確に記載してください。				
令和8年 5月28日	令和8年 6月11日	整理番号R7-01-86 関連にかかる聴き取り調査について	公開		政策企画室	広聴担当